

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主： 西米良村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.30%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.80%
全職員	59.80%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団地の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	101.60%
本庁課長補佐相当職	98.60%
本庁係長相当職	86.00%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	85.20%
26～30年	101.00%
21～25年	94.60%
16～20年	98.20%
11～15年	94.10%
6～10年	50.30%
1～5年	72.30%

【説明欄】

- ・分母が小さいため、いずれの区分でも一人一人のもつ割合が大きく影響している。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のなかでも、給与水準の低いパートタイム勤務の会計年度任用職員に女性が多いことから、差異が大きくなっている。
- ・産休・育休の職員及び村雇用の医師を含んでいるため差異が大きくなっている区分がある。

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。